

公立学校共済組合限度額適用認定申請書

マイナ保険証を使用する場合は、本申請は不要です。

公務(労働)又は通勤災害に該当する方は、組合員証等及び限度額適用認定証は使用できません。

交通事故等で第三者の行為により負傷し、限度額適用認定証を使用する場合は、共済組合に届出が必要です。

組合員証の記号番号	公立千	所属コード			
組合員氏名		性別	男・女		
生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日				
所属機関	名称				
	所在地				
	電話番号				
標準報酬月額	円				
適用対象者氏名		性別	男・女	組合員との続柄	
生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日				
入院・外来期間(予定)	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで				
申請のあった日の前月以前の病院への医療費の支払の有無	支払無	令和 年 月分～令和 年 月分までの医療費の支払いをしていない。		支払済	申請日の前月以前の医療費の支払いをしている。
上記のとおり公立学校共済組合限度額適用認定証の交付を申請します。					
公立学校共済組合 千葉支部長 様					
令和 年 月 日					
組合員 住所					
氏名					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。					
令和 年 月 日					
所属機関の長 職名					
氏名					

①限度額適用認定証は原則、所属機関(勤務先)へ送付いたしますが、他の送付先を希望される場合は、送付先を御記入ください。

(送付先住所 〒 宛先名)

②組合員が住民税非課税(育児休業・傷病手当金等受給者、新規採用職員、その他の理由等により昨年や一昨年の所得なし)の場合、申請用紙が異なる可能性があります。標準負担額減額認定申請書の記入例に詳細がありますので、確認し、該当した場合は限度額適用・標準負担額減額認定申請書に住民税非課税証明書を添付して申請してください。

③任意継続組合員は、所属コード、所属機関、標準報酬月額、所属機関の長の欄は記載不要です。(任意継続組合員の所得区分は、掛金の標準となった額により算定いたします。)

限度額証は、病院等へ的高額な医療費の支払いをする前に申請いただきます。発行された限度額証を病院等の窓口を持参することで、お支払いいただく額は自己負担限度額までに抑えることができます。
既に組合員証(保険証)のみで高額な医療費をお支払いいただいている場合は、診療月の4か月後を目安に自動的に給付金として支払われますので、こちらの申請は必要ありません。

公立学校共済組合限度額適用認定申請書

公務(労働)又は通勤災害に該当する方は、組合員証等及び限度額適用認定証は使用できません。
交通事故等で第三者の行為により負傷し、限度額適用認定証を使用する場合は、共済組合に届出が必要です。

組合員証の記号番号	公立千	12345678	所属コード		
組合員氏名	千葉 健太郎		性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	
生年月日	昭和 平成・令和 63年 12月 29日				
所属機関	名称	千葉市立共済小学校			
	所在地	千葉市稲毛区長沼町〇〇〇			
	電話番号	043-000-0000			
標準報酬月額	380,000		円		
対象者氏名	千葉 みなと	性別	男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>	組合員との続柄	妻
年月日	昭和 平成・令和 61年 3月 3日				
外来期間(予定)	令和 4年 4月 8日から令和 4年 5月 26日まで				
	令和 4年 4月分~令和 4年 4月分までの医療費の支払いをしていない。	支払済	申請日の前月以降の支払いをし		

公立学校共済組合限度額適用認定証の交付を申請します。

共済組合 千葉支部長 様
令和 4年 4月 1日

組合員 住所 佐倉市木野子〇〇〇〇〇
氏名 千葉 健太郎

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。
令和 4年 4月 1日

所属機関の長 職名 校長
氏名 共済 一郎

●公務(労働)又は通勤災害に該当する方は、組合員証等及び限度額適用認定証は使用できません。
●交通事故等の第三者の行為により負傷し、限度額適用認定証を使用する場合は、共済組合に届出が必要です。

●未定や空欄ではなく、期間を必ず記載してください。
●最長で1年間分の限度額証が発行できますが、通常の組合員については毎年9月に組合員の標準報酬月額が決定する関係で、毎年8月末まで一旦、期間を切らせていただきます。
例:7月~9月の期間、使用したい場合は、7~8月分と9月分の申請書1枚ずつの提出をお願いいたします。
9月からの申請書の送付は、8月に入ってからお願いします。(最新の標準報酬月額がわからない場合は、空欄で提出してください。)
●3月末で退職し、4月から任意継続組合員になる方は、期間を3月末で切ってください。(任意継続組合員になると組合員証の番号等が変更になるため)

●原則、申請のあった日の属する月の初日から発行します。
医療機関に対する支払いを保留している等、申請のあった日の前月以前に未支払いの期間がある場合は、の期間をご記入ください。
例:入院期間7/9~8/5
本人が申請した日と所属証明日→8/2
申請のあった日(申請書が共済組合に届いた日)→8/4
原則、申請日の属する月の1日、つまり8/1から限度額証しか発行出来ません。
7月の支払を病院で保留している場合、ここに記入することにより、特例として7月から使える限度額証を発行できます。

こちらの①~③についても必ずご覧ください。

限度額適用認定証は原則、所属機関(勤務先)へ送付いたしますが、他の送付先を希望される場合は、送付先を必ずご記入ください。
(送付先住所 〒 宛先名)
②組合員が住民税非課税(育児休業・傷病手当金等受給者、新規採用職員、その他の理由等)により前年や一昨年の所得なし)の場合、申請用紙が異なる可能性があります。標準負担額減額認定申請書の記入例に詳細がありますので、確認し、該当した場合は限度額適用・標準負担額減額認定申請書に住民税非課税証明書を添付して申請してください。
③任意継続組合員は、所属コード、所属機関、標準報酬月額、所属機関の長の欄は記載不要です。
(任意継続組合員の所得区分は、掛金の標準となった額により算定いたします。)